

2020年 4月 20日

各 位

ダイダン株式会社

「緊急事態宣言」の対象地域の拡大、「特定警戒都道府県」の指定を受けた 当社の対応について

当社は、4月7日の政府の「緊急事態宣言」の発令を受けて、事業所の在宅勤務の推進、元請工事の作業所の原則閉所を方針としてきました。

この度、「緊急事態宣言」の対象地域の全国への拡大、および13都道府県の「特定警戒都道府県」への指定を受けて、当社は、社員と協力会社等の身体、生命の安全、および感染拡大防止を最優先し、「特定警戒都道府県」において元請工事に限らず作業所を原則閉所することとしました。お客様、関係者様には、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 対象地域

7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に
北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都を加えた13都道府県

対象地域以外も当該地域の状況に応じて以下の対応を検討致します。

2. 実施期間

緊急事態宣言が発令されている期間

3. 対 応

【事業所】（変更なし）

- ① 弊社の役職員は、テレワークによる在宅勤務を原則とし、可能な限り出社人数を制限させていただきます。
- ② 緊急を要する場合および弊社担当者から依頼申し上げた方以外の来社をご遠慮いただきます。

【工事作業所】

- ① 元請工事、下請工事にかかわらず、原則として閉所させていただくよう、お願いしています。
- ② 社会機能維持に関する重要な建物（医療施設、インフラ関連、輸送等）など閉所が困難な作業所でも、現場業務従事者は可能な限りテレワーク等による在宅勤務とし、また出勤時も交代制による勤務など業務時間短縮を進めます。
- ③ また、現場にて作業する場合は、作業場所の限定、マスク・ゴーグル・手袋の着用、適切な消毒薬の整備など、感染予防をより一層徹底してまいります。

<お問い合わせ先>

ダイダン株式会社 経営企画室 広報 伊藤

〒102-8175 東京都千代田区富士見2-15-10

Tel.: 03-5276-4568 E-mail: itoshuichi@daidan.co.jp